

ふるさと納税制度の見直しに関する指定都市市長会要請

ふるさと納税は、生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に対して、税制を通じて貢献するという趣旨のもと創設された制度であるが、一部の地方自治体で過度な返礼品が設けられたことにより、返礼品を目的とした寄附者が増加している。

その結果、都市部の税収減に大きく作用し、指定都市における税額控除額は全国の市町村の3分の1超を占めており、ふるさと納税制度による指定都市の税収減は、もはや看過できる状況にない。

令和8年度税制改正において、特例控除額に193万円の定額の上限が新たに設定されたものの、この改正は、給与収入1億円相当を超える限られた高所得者を対象としたものであり、依然として指定都市の税収減が大きく、高所得者ほど制度の恩恵を受けうるという課題が残されている。

また、ふるさと納税ワンストップ特例制度については、マイナポータルを活用した寄附金控除に係る申告手続の簡素化までの特例的な仕組みとして導入されたにもかかわらず、令和3年分の確定申告からマイナポータルを活用した新たな申告方法が開始された後も廃止されていない。そのため、所得税控除相当額を個人住民税から控除するという現状の仕組みにより、本来、国が負担すべき減収分を地方自治体が肩代わりする状況が続いている。

ついては、指定都市市長会として下記のとおり要請し、その実現を強く求める。

記

- 1 ふるさと納税制度について、より本来の趣旨に沿った制度となるよう、特例控除額の上限額を引き下げるなど、更なる見直しを早急に行うこと。
- 2 ふるさと納税ワンストップ特例制度を速やかに廃止するとともに、廃止までの間、個人住民税から控除している所得税控除相当額について、地方特例交付金により全額を補填すること。

令和 年 月 日

指定都市市長会